

第3次刈谷市環境基本計画 構成案

～今年度の検討事項～

本資料は、本年度に環境審議会において議論し、検討する内容についてまとめたものです。

第3次刈谷市環境基本計画の見直しでは、脱炭素化や生活環境の保全、生物多様性などにおいて、より高い目標を設定し、チャレンジすることが期待されていることを踏まえ、より直接的に理解しやすい形に、基本方針の構造を見直すこととしました。

4つの基本方針ごとに、計画の達成状況を評価するための「評価指標」と、目標の達成に向けて取り組むべき「施策の枠組み」を設けています。

【検討項目】

I 基本方針ごとの評価指標と施策の枠組みの設定

方針① 脱炭素化を目指す ～2050年カーボンニュートラルに向けて～

方針② 生活環境を保全する ～安心安全な生活環境の確保～

方針③ 生物多様性を保全する ～在来生態系の未来への継承～

方針④ みんなで育む ～パートナーシップによる将来像の実現～

II 計画の推進

I 基本方針ごとの評価指標と施策の枠組みの設定

方針① 脱炭素化を目指す ～2050 年カーボンニュートラルに向けて～

- 地球温暖化の緩和に向けて、市民・事業者・行政が連携し脱炭素化に取り組むことで、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指します。
- 脱炭素化と地域の活性化や産業の発展が両立できるよう、省エネ・再エネ機器の導入や環境負荷の少ない交通体系の実現、脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進します。

A 評価指標

評価指標 1

二酸化炭素排出量の削減率（対 2013 年度比）

現状 24.3%（2020 年度）

目標 58.4%（2034 年度）

評価指標 2

公共交通が利用しやすいと感じる市民の割合

現状 57.7%（2022 年度）

目標 62.8%（2034 年度）

B 施策の枠組みと主な事業

- 産業文化都市の実現を目指す本市では、とくに産業分野での脱炭素化について地元事業者と連携しながら先導的に取り組みます。また、暮らしや経済活動で発生する交通の脱炭素化や、再生可能エネルギーの活用により、カーボンニュートラルに向けた取組を推進します。

施策 1-1 事業者の脱炭素化

- 事業者の省エネルギー設備等の導入支援や脱炭素経営の支援、公共施設への省エネルギー設備等の導入を推進し、事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減を目指します。

主な事業

- ・ 事業用脱炭素促進設備導入費補助制度
- ・ 公共施設での省エネルギー設備等の率先導入
- ・ 事業者の低炭素型製品の開発、製造の支援
- …など

施策 1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 次世代自動車への転換や公共交通の利用促進等により、運輸部門における温室効果ガスの排出削減を目指します。
- 省エネルギー住宅の普及等により脱炭素型ライフスタイルが実現できるまちづくりを進め、民生家庭部門における温室効果ガスの排出削減を目指します。

主な事業

- ・ 次世代自動車購入費等補助制度
- ・ 公用車の次世代自動車への更新
- ・ 公共交通の利用促進
- ・ 省エネルギー住宅の普及に向けた啓発
- …など

施策 1-3 再生可能エネルギーの活用

- 公共施設への再生可能エネルギー由来の電力供給や、市民による創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーの取組を支援し、環境に優しいエネルギーの活用促進を目指します。

主な事業

- ・ 刈谷知立みらい電力（株）による公共施設への再生可能エネルギー由来の電力供給
- ・ 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度
- …など

方針② 生活環境を保全する ～安心安全な生活環境の確保～

- 大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害問題について、モニタリング等を適切に実施するとともに、環境保全協定などの事業者との協力のもと、生活環境の改善の取組を推進します。
- ごみの削減や3Rの推進などについて、市民や事業者に啓発を行うとともに、適正な廃棄物の処理体制の維持に努めます。

A 評価指標

評価指標 1

大気、水質、騒音における環境基準の達成状況

現状 大気（光化学オキシダント）以外達成
（2022年度）

目標 全項目達成（2034年度）

評価指標 2

ごみの年間排出量

現状 52,427t/年（2022年度）

目標 51,337t/年（2034年度）

B 施策の枠組みと主な事業

- 生活環境の保全に向けて、良好な生活環境の基盤づくり、モニタリング等に取り組むとともに、市民や事業者と連携した適切なごみ削減等の促進や、災害時の対応力の向上に取り組めます。

2-1 生活環境の状況把握・啓発

- 大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害問題について、モニタリング・点検・評価を適切に実施するとともに、事業所への環境保全に関する指導や支援を行います。
- 市民からの生活環境への意見や苦情等に適切に対応します。

主な事業

- ・ 大気、水質、騒音、振動、地盤沈下等の状況調査
- ・ 環境保全協定の締結
- ・ 身近な生活環境の保全に関する啓発 …など

2-2 生活環境改善に向けた基盤整備

- 下水道の維持管理や浄化槽整備により污水处理の取組を適切に実施するとともに、主要幹線道路の整備等の渋滞対策を行うことで、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等の解消を目指します。

主な事業

- ・ 下水道の維持管理
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度
- ・ 主要幹線道路の整備 …など

2-3 3Rと適切なごみ処理の推進

- ごみ処理施設の適切な維持管理や、資源化率の向上に向けた環境整備を行います。
- ごみの削減や分別、地域の美化活動等について、市民や事業者との連携や支援を行います。
- 災害発生時における生活環境の保全に努めます。

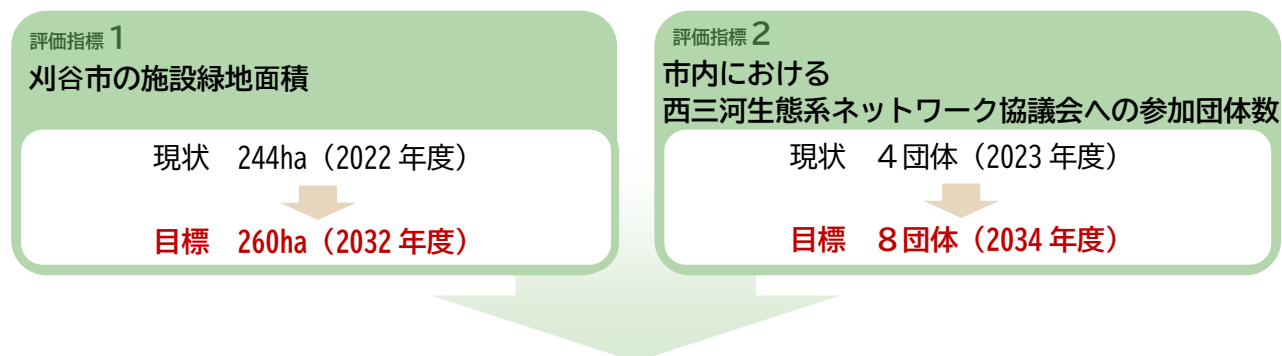
主な事業

- ・ 焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分場の維持管理
- ・ 食品ロスの削減
- ・ 資源物の有効活用の推進
- ・ 災害発生時における廃棄物処理体制の検証 …など

方針③ 生物多様性を保全する ～在来の生態系の未来への継承～

- 市内の生物多様性を保全するために、動植物の生息・生育環境となる緑地やため池等の環境保全に努めます。
- 市民・事業者・行政のそれぞれが身近な自然環境を保全することの重要性を理解し、保全活動に取り組めるよう、情報提供や活動の支援を行います。

A 評価指標



B 施策の枠組みと主な事業

- 生物多様性を支える自然環境の保全に向けて、公有地、民有地を含めた市街地での水・緑空間の保全に取り組むとともに、そこに生態系が形成、保全されるよう、適切に管理します。

3-1 緑地・水環境の保全

- 身近にある公園・緑地・河川の維持管理や整備を行うとともに、民有地での緑化を支援し、緑地や水環境の保全を図ります。
- 市街地に点在する保存樹木について、計画的な保全を図ります。

主な事業

- ・ 民有地緑化補助制度
- ・ 河川や北部のため池などの保全
- ・ 保存樹木の保全（社寺林や風致地区の樹木等）
- …など

3-2 農地の保全

- 農地の有効活用を推進するとともに、鳥獣被害対策の実施等により農地の保全を図ります。
- 市街地の緑空間として、生産緑地地区、農用地地区について、計画的な保全を図ります。

主な事業

- ・ 有害鳥獣駆除の実施
- ・ 遊休農地の活用
- ・ 生産緑地地区、農用地地区の保全
- …など

3-3 生態系の保全

- 生息する動植物の実態把握や在来種の保全を行うとともに、外来種についての情報提供を行い、必要に応じて駆除活動を実施します。
- 事業者等による、生態系ネットワーク（※）を構成する自然環境を育む取組への支援

※ 生態系ネットワークとは、様々な種の生物がそれぞれ生息・生育するのに適した自然がネットワーク化されていること。

主な事業

- ・ 小堤西池のカキツバタ群落の保全、情報提供
- ・ 外来種の駆除活動の実施、支援
- ・ 生態系ネットワークに係る取組への参加機会の提供
- …など

方針④ みんなで育む ～パートナーシップによる将来像の実現～

- 市民・事業者・行政をはじめとする多様な主体の参加や連携により、地球温暖化などの世界規模の問題や、ごみや騒音等の地域規模の問題など、多岐に渡る環境問題の解決を目指します。
- 市内の多様な主体が、環境問題の重要性を理解し、取組に参加できるような情報提供や意識啓発、主体間の連携支援を行います。

A 評価指標

評価指標 1

環境配慮行動に心がけている市民の割合

現状 84.9% (2022 年度)

目標 86.9% (2034 年度)

評価指標 2

環境に関する講座や講演会、イベントの年間参加者数

現状 873 人 (2023 年度)

目標 2,000 人 (2034 年度)

B 施策の枠組みと主な事業

- 本市に暮らし、働き、活動する全ての人々が、環境について関心を持って行動できるよう、環境をテーマに市民・事業者・行政の垣根を越えて連携できる仕組みづくりに取り組みます。

4-1 市民への環境教育、啓発

- 市民の環境意識の向上に向けた環境講座やイベント等を開催するとともに、小中学生を対象とした環境教育を実施します。
- 気候変動への適応の考え方を啓発するとともに、気候変動の影響を最小限に抑えるための対策に取り組みます。

主な事業

- ・ 環境講座の実施
- ・ 環境関連イベントの開催
- ・ 気候変動による影響への準備、啓発

…など

4-2 市民・事業者との連携

- かりや eco 事業所認定制度などを活用した民間との連携や情報の収集・提供などの取組を推進するとともに、環境審議会等の産・学・官・民が連携や意見交換のできる場を設けます。
- 道路、公園、河川などの美化活動等を行う団体を支援します。

主な事業

- ・ かりや eco 事業所への情報提供、取組紹介
- ・ クリーンサポート刈谷の活動支援
- ・ 公園等愛護会の募集、活動支援

…など

4-3 市町村を超えた連携

- 周辺市町村や広域協議会等での情報収集を行うとともに、国や県の登録・認証制度の活用や、周辺市町村の環境関連施設等を活用した環境教育を実施します。

主な事業

- ・ 西三河生態系ネットワーク協議会での情報収集、取組実施
- ・ 周辺市町村の環境関連施設を活用した環境教育の実施検討

…など

Ⅱ 計画の推進

1. 推進体制

- 本計画の進行管理を定期的、継続的に行うため、以下の推進体制で計画を着実に推進します。

①環境審議会

- 学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成し、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告書等に関する審議を行います。

②庁内会議

- 関係各課室で構成する庁内会議を組織し、市が実施する施策の実施状況、目標の達成状況の評価を行い、庁内横断的な推進を図ります。

2. 進行管理

- 計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）を行う PDCA サイクルにより計画を推進します。
- 計画の進捗状況について、評価指標の確認と評価を実施し、環境審議会、庁内会議において審議したうえで、以降の取組に反映し継続的な改善を図り、年次報告書により市民と事業者に公表します。

